

いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）第8条第2項の規定により、県民活動交流センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和5年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 ホール

区 分		利用料金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	円 14,010	円 23,720	円 29,110	円 39,880	円 56,060	円 68,990
	その他の日	10,780	19,410	23,720	33,420	46,360	58,210
1,000円未満の入場料を徴収 する場合	土曜日及び休日	20,480	33,420	42,040	56,060	78,700	98,090
	その他の日	16,160	28,030	34,490	47,440	65,750	80,850
1,000円以上3,000円未満の入 場料を徴収する場合	土曜日及び休日	26,950	43,110	54,980	73,310	101,340	126,120
	その他の日	21,560	35,570	45,280	60,370	85,160	105,650
3,000円以上5,000円未満の入 場料を徴収する場合	土曜日及び休日	35,570	58,210	73,310	98,090	135,830	169,250
	その他の日	29,110	48,510	60,370	80,850	113,190	140,140
5,000円以上の入場料を徴収 する場合	土曜日及び休日	45,280	73,310	91,630	122,890	170,320	211,280
	その他の日	36,650	60,370	75,460	101,340	142,300	175,710

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。

3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。

4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。

5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。

6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

2 ホール以外の施設

区 分	利用料金					
	9時から	13時から	17時30分	9時から	13時から	9時から

		12時まで	17時まで	から21時 30分まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで
展示室1	入場料を徴収しない場合	円 970	円 1,400	円 2,050	円 2,370	円 3,450	円 4,740
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	1,510	2,160	3,010	3,660	5,280	7,110
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	2,050	2,910	4,100	4,960	7,110	9,490
展示室2	入場料を徴収しない場合	2,260	3,340	4,630	5,610	7,970	10,570
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3,450	4,960	6,890	8,410	11,850	15,850
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	4,630	6,690	9,270	11,320	15,950	21,340
展示室3	入場料を徴収しない場合	2,910	4,210	5,930	7,110	10,140	13,580
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	4,310	6,470	8,840	10,780	15,310	20,370
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	5,930	8,620	11,850	14,550	20,480	27,270
会議室501		6,780	9,160	12,920	16,480	22,100	28,880
会議室601		970	1,400	1,940	2,580	3,340	4,530
会議室602		2,700	3,560	5,180	6,580	8,740	11,640
会議室603		860	1,080	1,620	2,160	2,800	3,880
会議室604		860	1,080	1,620	2,160	2,800	3,880
会議室605		1,300	1,620	2,370	3,010	3,990	5,390
和室606		650	860	1,300	1,510	2,160	2,800
和室607		650	860	1,300	1,510	2,160	2,800
和室608		650	860	1,300	1,510	2,160	2,800
調理実習室		6,890	9,370	9,380	11,940	15,780	20,620
世代間交流室		11,750	15,740	15,750	19,870	26,470	34,710
スタジオ・調整室		860	1,300	1,730	2,260	3,010	3,990
練習スタジオ		860	1,300	1,730	2,260	3,010	3,990
会議室701		3,340	4,530	6,260	8,090	10,780	14,230
会議室702		3,340	4,530	6,260	8,090	10,780	14,230
会議室703		3,340	4,530	6,260	8,090	10,780	14,230
シャワー室704		430	650	650	1,400	1,400	2,160
シャワー室705		430	650	650	1,400	1,400	2,160
シャワー室706		430	650	650	1,400	1,400	2,160
リハーサル室		3,340	4,530	6,260	8,090	10,780	14,230
ミーティングルーム707		1,300	1,730	2,580	3,230	4,310	5,820
ミーティングルーム708		750	970	1,400	1,940	2,370	3,340
控室709		650	750	970	1,510	1,730	2,700
控室710		2,260	3,010	3,660	5,490	6,690	9,810
控室711		1,510	2,050	2,370	3,560	4,420	6,470
控室712		750	970	1,300	1,940	2,260	3,340
控室713		750	970	1,300	1,940	2,260	3,340
会議室801 (特別)		4,960	6,690	9,370	12,070	16,060	21,020

会議室802	3,340	4,530	6,260	8,090	10,780	14,230
会議室803	11,420	15,310	21,450	27,600	36,760	48,190
会議室804	19,720	26,300	36,960	47,540	63,280	83,000
会議室805	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690
会議室806	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690
会議室807	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690
会議室808	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690
会議室809 (和室)	2,050	2,700	3,880	4,850	6,580	8,620
研修室810	3,340	4,530	6,260	8,090	10,780	14,230
研修室811	3,340	4,530	6,260	8,090	10,780	14,230
研修室812	11,420	15,310	21,450	27,600	36,760	48,190
研修室813	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690
研修室814	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690
研修室815	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690
研修室816	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690
研修室817	2,050	2,700	3,880	4,850	6,580	8,620
屋外広場	1時間につき1平方メートルまでごとに10円					
県民プラザ	1時間につき1平方メートルまでごとに10円					

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、展示室にあつては1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額、それ以外の施設にあつてはそれぞれの利用料金の額の3倍に相当する額とする。
- 4 会議室501又は会議室804について、会議室を二分割してその一方のみを使用する場合は、それぞれの利用料金の額の50パーセントに相当する額とする。
- 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分			単 位	利用料金 (1回につき)
附属の設備	ホール	照明設備	第1スポットライト	1式 円 2,780
			第2スポットライト	1式 3,570
			第3スポットライト	1式 3,570

	第4スポットライト	1式	3,570
	第5スポットライト	1式	3,760
	第6スポットライト	1式	1,590
	第7スポットライト	1式	1,210
	第8スポットライト	1式	1,210
	カラーフィルター	1式	200
	クセノンフォロースポットライト	1式	1,260
	プロジェクタースポットライト	1式	220
	ディスクマシーン	1式	370
	スライドキャリアマスク	1式	120
	ダブルマシン	1式	220
	リニアエフェクト	1式	300
	パターンアダプター	1式	40
	ミラーボール (丸変速型)	1式	100
	ミラーボール (楕円変速型)	1式	140
	波エフェクト	1個	70
	ステージスポットライト (1kw)	1個	230
	ステージスポットライト (0.5kw)	1個	200
	エリプソイダルスポット	1式	60
	ストリップライト	1台	90
	スモークマシーン	1式	220
映像設備	高輝度プロジェクター	1台	14,400
	書画カメラ	1台	840
	移動型液晶プロジェクター	1台	3,160
舞台設備	水引幕	1枚	610
	源氏幕	1対	380
	引割幕	1対	1,960
	袖幕	1枚	420
	一文字幕 (高さ4,550mm)	1対	910
	一文字幕 (高さ3,200mm)	1枚	650
	バック幕	1対	1,790
	ダメ黒幕	1対	680
	平台	1台	160
	箱足	1個	10
	箱階段	1台	240
	電動昇降式演台	1台	1,110
	花台	1台	200
	司会者台	1式	910
	金びょうぶ	1双	2,540

		白びょうぶ	1 双	2,540	
		旗パネル	1 枚	280	
		地 絣 (幅18,000mm) <small>がすり</small>	1 枚	1,070	
		地 絣 (幅6,000mm) <small>がすり</small>	1 枚	220	
		展示パネル	1 式	1,150	
		ホワイトボード	1 台	60	
		プログラムスタンド	1 台	130	
		パンチカーペット	1 巻	270	
		仮設ステージ	1 式	940	
		ミーティングチェア	1 脚	20	
		ピアノ	1 台	14,630	
		指揮者台	1 台	150	
		指揮者用譜面台	1 台	70	
		譜面台	1 台	70	
		その他の設備	同時通訳装置	1 式	17,750
	国際会議用テーブル		1 式	14,090	
	ホール以 外の施設	展示室	展示台 (高さ850mm)	1 台	140
			展示台 (高さ900mm)	1 台	270
			展示台 (高さ1,050mm)	1 台	330
			展示台 (高さ1,200mm)	1 台	360
簡易式展示パネル (3連)			1 台	330	
簡易式展示パネル (4連)			1 台	430	
簡易式展示パネル (5連)			1 台	530	
昇降式自立パネル			1 台	770	
床面照明器具			1 台	30	
スポットライト			1 台	20	
可動カウンター			1 台	80	
椅子			1 脚	20	
スタジオ・調整室			ドラムセット	1 式	730
			ギターアンプセット	1 式	740
		ベースアンプセット	1 式	640	
		電子ピアノ	1 台	310	
		シンセサイザー	1 台	260	
		譜面台	1 台	10	
		丸椅子 (楽器演奏用)	1 脚	10	
		スピーカーパワーアンプセット	1 式	950	
		ダイナミックマイクロホン1	1 本	60	
		ダイナミックマイクロホン2	1 本	30	
		コンデンサーマイクロホン	1 本	120	

		マイクスタンド (ブーム式)	1 台	50
		マイクスタンド	1 台	50
		ステレオヘッドホン	1 台	30
	リハーサル室	ピアノ	1 台	5,420
	会議室801 (特別)	固定型プロジェクター	1 台	1,220
		放送設備	1 式	1,070
		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	100
	会議室803	固定型プロジェクター	1 台	1,220
		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	100
	会議室804	固定型プロジェクター	1 台	6,290
	研修室812	固定型プロジェクター	1 台	1,220
		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	100
ホール・ホール以外の施設共通		簡易スピーカーシステム	1 台	230
		放送設備	1 式	1,460
		コンパクトディスク・ミニディスクラジオ カセットテープレコーダー	1 台	130
		発光ダイオードスポットライト	1 台	300
		ポータブルブルーレイディスクプレーヤー	1 台	70
		スクリーン	1 台	150
		パイプ組立式スクリーン	1 式	550
		移動型プロジェクター1	1 台	700
		移動型プロジェクター2	1 台	360
		書画カメラ1	1 台	490
		書画カメラ2	1 台	280
		プロジェクター・書画カメラ台	1 台	170
		ノートパソコン	1 台	420
		茶道具	1 式	670
		展示パネル	1 枚	120
		金びょうぶ	1 双	750
		リノリュウム	1 枚	80
		折り畳みテーブル	1 台	20
		スタッキングテーブル	1 台	90
		ステージ	1 台	610
電気料			1 k wまでごとに	160

備考1 9時から12時まで、13時から17時まで又は17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時30分までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3回使用したものとす。

2 スポットライトの利用料金については、第1スポットライトから第8スポットライトまでのいずれかのスポットライトを2列以上使用する場合に限り、徴収する。

2 利用料金の適用年月日

令和5年7月1日